

令和8年2月26日  
中部地方整備局

## 契約違反に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名：①株式会社グロージオ 静岡県島田市御飯屋町8863-1  
及び住所 ②日本基礎技術株式会社 東京都渋谷区幡ヶ谷1-1-12
- 指名停止措置期間：令和8年2月26日から令和8年3月25日まで（1ヵ月）
- 指名停止措置の範囲：中部地方整備局管内
- 事 実 概 要：  
（株）グロージオ及び日本基礎技術（株）は、中部地方整備局発注の「令和5年度 1号藤枝BP 広幡藪田地区道路建設工事」において、令和7年3月5日、工事現場で二次下請の作業員が転落する工事関係者事故が発生した際、土木工事共通仕様書にて定められた監督職員への連絡が行われなかった。
- 指名停止措置理由：  
上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第1第4号（契約違反）に該当する。  
よって、本件の指名停止期間は、1ヵ月とする。

## &lt;指名停止等措置要領 別表第1&gt;

措 置 要 件	期 間
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、地方整備局発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○問い合わせ先 総務部 契約課長 橋本 俊也  
課長補佐 渡久地 真紀子 電話番号 (052) 953-8138